



西宮市いじめ防止基本方針

平成27年1月

西 宮 市



はじめに

いじめは、人権を踏みにじる行為であり、決して許される行為ではない。いじめられている子供がいた場合には守り抜き、いじめをしている子供にはその行為を許さず、毅然とした態度で指導していく必要がある。

いじめを防止するためには、命の大切さを柱とし、教育活動全体を通していじめ防止の対策を講じる必要がある。さらに、(※1)教育連携協議会を核として、学校、家庭、地域が相互に関わりつながることで、子供たちの心を育て、いじめを許さない西宮教育を推進する。

そこで、西宮市は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 12 条の規定、国のいじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）、及び兵庫県いじめ防止基本方針（以下「県の基本方針」という。）に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「西宮市いじめ防止基本方針」（以下「市の基本方針」という。）を策定する。

この「市の基本方針」により、「夢はぐくむ教育のまち西宮」「子どもたちの笑顔あふれる文教住宅都市・西宮」をさらに充実させ、一人ひとりの大人が果たすべき責務を自覚し、市民総がかりでいじめのない社会の実現を目指していく。

各学校においては、「国の基本方針」「県の基本方針」「市の基本方針」を参酌して、学校が取り組むべき「学校いじめ防止基本方針」を策定し、学校における「いじめの防止等を推進する体制づくり」を確立し、いじめ等が発生した場合、迅速かつ適切に対処する。

(※1)教育連携協議会：学校評議員、学校関係者評価委員をはじめ、その他の学校関係者が一堂に会して、教育に関する情報発信及び啓発活動、学校評価、学校支援、その他学校の諸課題等を協議する機関

目 次

第1章 いじめの防止等の対策の基本的な方向に関する事項

- 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 いじめの定義
- 3 いじめの理解
- 4 いじめの防止等に関する基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - (1) 未然防止
 - (2) 早期発見
 - (3) 早期対応
 - (4) 家庭や地域との連携について
 - (5) 関係機関との連携について
- 5 いじめ問題の克服に向けた基本的な方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (1) 自分で判断し行動できる人間に子供を育てる ～個の成長～
 - (2) 子供同士の心の結びつきを求め、人間関係を豊かにする ～豊かな人間関係～
 - (3) いじめの問題に組織的に取り組む ～組織的な取り組み～
 - (4) いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発に努める ～いじめ問題への理解～

2章 いじめの防止等の対策の内容に関する事項

- 1 いじめの防止等のために西宮市（教育委員会を含む）が実施する施策・・・・・・・・・・ 5
 - (1) 西宮市いじめ防止基本方針の策定
 - (2) 西宮市いじめ対応ネットワーク会議の設置
 - (3) 教育委員会の附属機関の設置（西宮市いじめ防止等対策委員会）
 - (4) 市長による再調査
- 2 いじめの防止等のために教育委員会が実施する施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (1) 未然防止
 - (2) 早期発見
 - (3) 早期対応
 - (4) その他の措置
- 3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - (1) 学校いじめ防止基本方針の策定
 - (2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置
 - (3) 未然防止
 - (4) 早期発見
 - (5) 早期対応
- 4 重大事態への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - (1) 教育委員会又は学校による調査
 - (2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

<参考>いじめ防止対策推進法（抜粋）など・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

第1章 いじめの防止等の対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

すべての子供は、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子供が健やかに成長していくことはいつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子供の自己肯定感、(※1)自己有用感を育てる周囲の大人の温かい見守りにより、子供は安心して生活をし、個性を発揮することができる。自尊感情が育まれることで、他者を理解し、互いに認め合い、人との違いを「豊かさ」と捉えることができるようになる。そしてだれもが安心して暮らせる社会を主体的に形成していくとする。

しかし、ひとたび子供の生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子供の居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。いじめは子供にとって心の豊かさを奪い、その健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

そこで、いじめを防止するための基本となる方向性を次の通り示す。

- ① いじめはどの子供にも、どの集団でも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害との認識に立つ。
- ② いじめを防止するには、特定の子供や特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- ③ 子供の健全育成を図り、いじめのない子供社会を実現するためには、周囲の大人が子供の手本となるとともに、学校、家庭、地域等、市民がそれぞれの役割を自覚し、つながりをもった活動をする必要がある。
- ④ 子供は、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子供社会の実現に努める。

2 いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

3 いじめの理解

- ① どの子供にも、どの集団でも起こり得る。
- ② 人権侵害であり、人として決して許されない。

(※1)自己有用感：他者の存在を前提として自分の存在価値を感じること、誰かの役に立てたという成就感や誰かから必要とされているという満足感のこと。

- ③ 大人には気づきにくいところで行われ発見しにくい。
- ④ 子供は入れ替わり加害も被害も経験する。
- ⑤ 暴力を伴わなくても生命、身体に重大な危険を及ぼす。
- ⑥ 態様により暴行、恐喝等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ 傍観者から、仲裁者への転換が重要である。

4 いじめの防止等に関する基本的考え方

(1) 未然防止

いじめは、どの子供にも、どの集団でも起こり得ることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、すべての子供を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、すべての子供を、いじめに向かわせることなく、心の通う人間関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取り組みが必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、すべての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレスなどの要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己肯定感や自己有用感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

また、これらに加え、あわせて、いじめの問題への取り組みの重要性について市民全体に認識を広め、学校、家庭、地域と一体となって取り組みを推進するための普及啓発が必要である。

(2) 早期発見

いじめの早期発見は、子供から周囲の大人が信頼され、相談されることが大前提であり、子供の言葉や体の些細な変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持ち、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、学校や教育委員会は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

(3) 早期対応

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生

徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認したうえで適切に指導するなど、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談の内容に応じ、速やかに関係機関との連携を図る。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

(4) 家庭や地域との連携について

社会全体で子供を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と家庭、地域との連携が必要である。例えばPTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、教育連携協議会を活用したりするなど、いじめの問題について家庭、地域と連携した市民総かがりの対策を推進することが必要である。

(5) 関係機関との連携について

いじめの問題への対応においては、例えば、学校や教育委員会においていじめの児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合等には、関係機関との適切な連携が必要であり、警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から、学校や教育委員会と関係機関の担当者との情報交換や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

例えば、教育相談の実施に当たり必要に応じて、医療機関等の専門機関との連携を図ったり、法務局等、学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知したりするなど、学校や教育委員会が、関係機関による取組みと連携することも重要である。

5 いじめ問題の克服に向けた基本的な方向

(1) 自分で判断し行動できる人間に子供を育てる ～個の成長～

(学校) 学級活動、児童会・生徒会活動等での主体的な活動を通じ、いじめ防止の活動や携帯電話の使用のルールづくりなどについて自分たちで考え実行する。教職員は日常の望ましい生活態度の形成をはじめ、発達段階に応じて自ら解決できるよう支援する。

(家庭) 子供の規範意識を養うための養育、その他の必要な養育を行うよう努めるとともに、子供の個性を尊重し、得意分野を伸ばし積極的な生き方を身につけさせる。また、地域での異年齢交流等への参加を促し、人間関係を結ぶ力を育てる。

(地域) 地域の子供たちは、地域行事やボランティア活動への参加等を通して、地域で守り育てる視点を持ち、地域の教育支援機能を活性化する。

(2) 子供同士の心の結びつきを求め、人間関係を豊かにする ～豊かな人間関係～

(学校) 教育活動全体を通じて自己肯定感や自己有用感を醸成する。また、命や人権を大切にする教育を推進し、児童生徒の多様性が生かされ、互いを認め合う学級経営を行う。また、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流及び共同学習を進め、相互理解を促進する。

(家庭) 親子の絆や信頼関係を深める機会づくりが大切であり、その中で他者への思いやりや共生の心を涵養する。

(地域) 地域での遊びや学習を通して、幅広い人間関係の在り方や自分の生き方を学ぶ機会をつくる。

(3) いじめの問題に組織的に取り組む ～組織的な取組み～

(学校) 学校いじめ防止基本方針に基づき、未然防止、早期発見、早期対応に向けた教職員の意識を高め、校内の組織的な対応を行うとともに、家庭・地域との連携強化を図る。

(家庭) 悩みを打ち明けられる雰囲気づくりなど、子供の変化に気づくことができる親子関係が大切である。また、我が子がいじめの被害にあった場合は全力で守り、あるいは、いじめに関わった場合は相手の子供の立場に立ってどうするべきかを共に考える。

(地域) いじめの問題は社会全体で取り組む問題であるという認識の下、地域住民による見守り活動や学校への情報提供等、学校や家庭との連携を推進する。

(4) いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発に努める ～いじめ問題への理解～

(学校) いじめ防止等の重要性について、教職員の共通理解の下、児童生徒への指導や保護者・地域への啓発に取り組む。

(家庭) いじめが重大な人権侵害であることを、保護者向け啓発資料等を活用して家庭での話し合いを通じて深く認識する。学校との連携の下、法令等に規定された保護者の責務に関する理解を深めるとともに、インターネットや携帯電話等の使用時間や活用方法等について家庭で話し合う。

(地域) 学校・教育委員会等からの資料を活用し、地域の会合、研修会、講演会等で大人社会の有り様も含め、いじめの問題の解消に向けて共通理解を図る。

第2章 いじめの防止等の対策に関する事項

1 いじめの防止等のために西宮市（教育委員会を含む）が実施する施策

（1）西宮市いじめ防止基本方針の策定

法第 12 条を受け、西宮市はいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「市の基本方針」を策定する。なお、市の基本方針については、必要に応じて見直しを行う。

（2）西宮市いじめ対応ネットワーク会議の設置

ア 西宮市は、教職員、教育委員会、児童相談所、法務局、警察、その他の関係者により構成される「西宮市いじめ対応ネットワーク会議」（以下「西宮市ネットワーク会議」）を設置する。

イ 「西宮市ネットワーク会議」は、いじめ相談に関する体制等について共通理解を図るとともに、いじめ問題の迅速な解決に向けた全市的な協力体制を構築し、市・学校におけるいじめ問題への取組みの一層の充実を図ることを目的とする。また、西宮市立学校以外の学校とも連携を図る。

（3）教育委員会の附属機関の設置（西宮市いじめ防止等対策委員会）

教育委員会は、いじめの防止等の対策を実効的に行うための調整及び審議を行う附属機関を設置する。この附属機関は、法第 28 条第 1 項に基づく調査を併せて担当する。

（4）市長による再調査

市長は、必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、法第 28 条第 1 項の規定による調査の結果について調査（再調査）を行うことができる。

2 いじめの防止等のために教育委員会が実施する施策

（1）未然防止 [平成 26 年度(2014 年度)西宮教育推進の方向（西宮市における「教育振興基本計画」 行動指針 より）]

本市では、「確かな学力の定着」「豊かな心の育成」「健やかな体の育成」を図り、「生きる力」にあふれた子供の育成に向けて、日々取組みを進めている。この取組みこそが、いじめの未然防止につながるとの認識の下、以下の施策を実施する。

ア 学校経営の充実

（ア）自主・自律の学校経営

地域や保護者と共に歩み、児童生徒の志を支える自主的・自律的な学校をつくる。

(イ) 望ましい学級づくり・集団づくり

教育活動全体を通じて、児童生徒一人ひとりにとって居場所のある学級づくりに努める。また特別活動を重視し、児童会・生徒会活動等、児童生徒の自治的な活動を進め、望ましい集団づくりを図る。

(ウ) 教育連携協議会の活用

SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を介した携帯電話やスマートフォンなどの使用の仕方や危険性、いじめの未然防止や教育活動の方針・計画等について、教育連携協議会で共に考え、学校経営の充実に生かす。

(エ) 弾力的な教育課程の編成・実施

一人ひとりの児童生徒の実態や地域の実情に応じて、弾力的な教育課程を編成・実施する。

(オ) つながりによる教育の推進

教科等指導・人権教育・生徒指導を三本柱とする「西宮型小中一貫教育」をはじめとする校種間のつながりを全市で推進する。

(カ) 特別支援教育の推進

家庭や地域と協働し、(※1)特別支援教育コーディネーターを中心に校内委員会を活性化して関係機関と連携した適切な指導・支援の工夫と改善を図り、特別支援教育を充実させる。

イ 教職員の研究・修養の充実

(ア) 教師の資質向上

教師一人ひとりの「教師力」を高めるために、校内研修の充実や校外研修の活用を図る。

(イ) 学校研究の推進

(※2)「習得・活用・探求」の場面を取り入れるなど、「分かる授業づくり」を柱とした、組織的・計画的な学校研究を行う。

ウ 確かな学力の定着

(ア) 基礎学力の向上

学力の向上を目指し、家庭と連携しながら、児童生徒が意欲的・主体的に学ぶ学習方法・指導方法の工夫に努める。

(イ) 学習評価の充実

指導と評価を一体として、児童生徒の学びに責任がもてる学習評価を行う。

(※1)特別支援教育コーディネーター：児童生徒への適切な支援のために、関係機関・者間を連絡・調整し、協同的に対応できるようにする役割を担う

(※2)習得・活用・探求：学習指導要領でいう「学力」を身につけるための学習形態。【習得】基礎的・基本的な知識・技能を身につけ、【活用】その知識・技能を活用し、【探求】課題を解決するために自ら考え、判断し、表現する力を育む

エ 豊かな心の育成

(ア) 道德教育の推進

指導の工夫と体験活動の充実、家庭・地域との協働及び校種間の連携を図る。

(イ) 人権教育の推進

豊かな人間関係の醸成を通して、人と共に生きていく力を育てる。

(ウ) 生徒指導の充実

児童生徒理解を深め、目標や計画を明確にして、(※1)自己指導能力の育成を目指す。

(エ) (※2)キャリア教育の充実

発達段階に応じたキャリア教育を行い、児童生徒の社会的・職業的自立の基盤となる能力・態度を育てる。

(オ) (※3)ESD(持続発展教育)の推進

児童生徒の実践力・行動力の育成を目指し、地域の環境を活かしたつながりのある取組みを進める。

(カ) 心の健康の充実

児童生徒の心の健康状態の安定を図るため、ストレスについての正しい知識や対処方法を身につけ、(※4)セルフ・ケアができる力を育てる。

オ 健やかな体の育成

(ア) 体育指導の充実

運動することの楽しさや心地よさを味わわせ、豊かなスポーツライフにつながる学習を展開する。

(イ) 健康教育の推進

家庭や地域と連携し、協働して子供の安全を守り、健やかな心身の育成を図る。

カ 指導主事及び(※5)学校問題主任専門員(学校保健安全課)による学校訪問
学校を訪問し、管理職や生徒指導担当教員から学校の生徒指導面や学校いじめ防止基本方針による取組みの進捗状況等について報告を受け、必要な指導・助言を行う。

(※1)自己指導能力：自ら現在及び将来における自己実現を図っていくための能力

(※2)キャリア教育：児童生徒一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達(社会の中で自分の役割りを果たしながら自分らしい生き方を実現していく過程)を促す教育。

(※3)ESD(持続発展教育)：児童生徒が持続可能な社会づくりの担い手として必要な、実践力、行動力の育成をめざす教育。

(※4)セルフ・ケア：健康について、自分で自分自身の管理をすること。

(※5)学校問題主任専門員：経験豊かな学校経験者で、学校問題解決支援チームの一員。(11 頁参照)

キ いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発

県が作成した(※1)「いじめの問題に今できること」を児童生徒の家庭、当該学校の教職員、公共施設等に配布するなど、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発を推進し、また必要な措置を講ずる。

(2) 早期発見

ア 学校における(※2)教育相談体制の整備

教職員による児童生徒との教育相談、またカウンセラーによる児童生徒、保護者、教職員に対するカウンセリングなど、いつでもどこでも相談できる雰囲気づくりと支援の充実を図る。

イ 学校における調査等の支援

児童生徒に対する定期的なアンケート調査やチェックリストによる学校・家庭での観察を促進するなど、学校における調査等の充実を図る。

ウ 相談窓口の周知 (9～10 頁参照)

県、西宮市及び関係機関が設置するいじめに関する相談・通報窓口の周知を図るとともに、それぞれの対応機能についての情報共有や協力体制を構築し、児童生徒や保護者等の相談に迅速・的確に対応する。

エ インターネットや SNS を介して行われるいじめの発見

インターネットや SNS を介して行われるいじめは発見されにくいため、深刻になる可能性が高く、保護者が果たす役割が大変重要である。一方、情報モラル教育の充実や(※3)ネットパトロールを利用するなど、インターネットや SNS を介して行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう関係機関と連携して資料等を配布するなど、必要な啓発活動を実施する。

(※1)いじめの問題に今できること：www.hyogo-c.ed.jp/~board-bo/kisya26/2604/2604031.pdf

(※2)教育相談体制：教職員が児童生徒と必要に応じて面談を行う体制。

(※3)ネットパトロール：掲示板、ブログ、ツイッター等に、児童生徒に関する誹謗中傷等の不適切な書き込みがないかを定期的にインターネット上で検索し、学校への情報提供を行う教育委員会の施策。

いじめ、不登校等に関する相談機関（相談窓口）

<西宮市教育委員会>

相談機関名	相談内容	受付曜日・時間	場所・電話番号
西宮市教育委員会 特別支援教育課 スクーリングサポートチーム (スクーリングサポートセンター)	市内在住の小学生・中学生・高校生・18才までの 在家庭者及びその保護者 を対象に、不登校、情緒不安定、発達・性格等の悩み についての相談 適応指導教室「あすなろ学級」の入級等に関する相談	【電話相談】 月曜日～金曜日 9:00～17:00	0798-67-7562
		【来所相談】 <u>要予約</u> 月曜日～金曜日 9:00～17:00	西宮市神祇官町 2-6 総合教育センター 2 階 0798-67-6860
		【北部・来所相談】 <u>要予約</u> 毎週火曜日 10:00～17:00	西宮市名塩新町 1 塩瀬公民館 3 階 0798-67-6860 (同上)
西宮市教育委員会 青少年補導課	非行、交友、進路、親子関係、学校生活、いじめ、不登校等、青少年やその保護者の悩みや心配事の相談	【電話相談】 月曜日～金曜日 9:00～21:00	<u>ヤングテレホン</u> 0798-22-8080
		【来所相談】 <u>要予約</u> 月曜日～金曜日 9:00～17:00	西宮市江上町 3-40 江上庁舎 2 階 0798-35-3874

<兵庫県、その他>

相談機関名	相談内容	受付曜日・時間	場所・電話番号
ひょうごっ子悩み相談センター	いじめ、不登校、友人関係や進路、体罰等で悩んでいる児童生徒や保護者等の相談に応じ、県内の幼児や児童生徒等のこころの悩みなどの解消を図る	【電話相談】 毎日 9:00～21:00 (12/28-1/3 は休み)	ひょうごっ子くいじめ・体罰>相談 24 時間ホットライン 0120-783-111 (通話料無料) 携帯電話から 0795-42-6004 (通話料有料)
		【夜間・電話相談】 毎日 21:00～9:00 (12/28-1/3 は休み)	0795-42-6559 (通話料有料)
		【面接相談】 <u>要予約</u> 月曜日～金曜日 9:00～17:00	加東市山国 2006-107 県立教育研修所 1 階 0120-783-111 (通話料無料) 携帯電話からは 0795-42-6004 (通話料有料)
	「ひょうごっ子悩み相談センター分室」 阪神南地区	【分室・電話相談】 月曜日～金曜日 9:00～17:00	ひょうごっ子くいじめ・体罰>相談・通報窓口 0798-23-2120
		【分室・面接相談】 <u>要予約</u> 毎月第 3 金曜日 14:00～16:00	西宮市櫛塚町 2-28 兵庫県西宮庁舎内 301 号室 0798-23-2120

相談機関名	相談内容	受付曜日・時間	場所・電話番号
兵庫県西宮こども家庭センター	養護相談（児童虐待を含む） 保健相談 障害相談（肢体不自由、知的障害、自閉症等） 非行相談（ぐ犯、触法） 育成相談（性格行動、不登校、しつけなど）	月曜日～金曜日 9:00～17:45 ※児童虐待防止 24 時間 ホットラインは、平日夜間や土日祝日も対応	西宮市青木町 3-23 0798-71-4670 <u>児童虐待防止</u> <u>24 時間ホットライン</u> 0798-74-9119
西宮少年サポートセンター （兵庫県警少年育成課）	非行問題、交友問題、学校問題等、少年の悩み・困りごとを解決するため、専門的な立場から相談	月曜日～金曜日 9:00～17:30	西宮市江上町 3-40 江上庁舎 2 階 0798-35-3875 <u>ヤングトーク</u> 県警本部少年相談室 0120-786-109
ひょうごっ子「ネットいじめ情報」相談窓口	インターネットを通じたいじめ等の相談	月曜日～土曜日 14:00～19:00	06-4868-3395
ほっとらいん相談（兵庫県青少年本部）	ひきこもり・不登校・いじめ等	月・火・水・金・土曜日 10:00～12:00 13:00～16:00	078-977-7555
ひょうご地域安全 SOS キャッチ電話相談（企画県民部地域安全課）	地域の安心・安全に係る異変	月曜日～金曜日 9:00～16:00	078-341-1324
神戸いのちの電話	自殺を考えるほどの悩み	月曜日～金曜日 8:00～21:00	078-371-4343
兵庫県弁護士会 子どもの権利委員会	子供の悩みごと相談 いじめ、不登校、体罰、虐待、非行等	月曜日～金曜日 9:00～17:00	<u>子どもの悩みごと相談</u> 078-341-8227 FAX078-341-1779（24 時間受付）
神戸地方法務局	いじめ・体罰相談等	月曜日～金曜日 8:30～17:15	<u>子どもの人権 110 番</u> 0120-007-110 FAX078-392-0180
兵庫県教育委員会 県立特別支援教育センター	障害のある子供のための 教育相談 ひょうご学習障害相談室	月曜日～金曜日 9:00～17:00 土曜日 9:00～12:00 ※電話相談及び来所相談	電話相談 078-222-3604 来所相談（要予約） 078-222-3604

※相談機関（相談窓口）、またその詳細については、今後変更になる可能性があります。

(3) 早期対応

ア 学校との情報共有や指導助言

教育委員会は、学校との定期的な情報交換・情報共有やいじめの認知件数の把握を行う。また、深刻ないじめが発生した場合、教育委員会はいじめを受けた児童生徒の生命や心身を保護することを最優先に、問題の解決に向けた学校への指導助言、必要な支援を行うとともに、解決が困難な事案については、教育委員会が主導し、早期解決を図る。

イ 問題解決に向けた指導主事、学校問題解決支援チームの派遣

教育委員会は、学校だけでは解決が困難な事案について、指導主事や(※1)学校問題解決支援チームを派遣し、対策を講じる。また、その報告に基づき、必要な支援や措置を行う。

(4) その他の措置

いじめを受けた児童生徒やその他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために、学校教育法第 35 条及び第 49 条、また西宮市立の学校の管理運営に関する規則第 26 条の 2 に基づき、加害児童生徒の保護者に、当該児童生徒の出席停止を命じるなど、必要に応じて措置を講じる。

3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、「国の基本方針」「県の基本方針」「市の基本方針」を参酌して、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組みを行うかについての基本的な方向や、取組みの内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」）として定める。

学校基本方針には、いじめの未然防止、早期発見、早期対応の在り方、教育相談体制、校内研修をはじめとする年間計画等を定める。いじめの未然防止、早期発見、早期対応等、いじめの防止等全体に係る内容であることが必要である。

また、学校基本方針が、当該学校の実情に即して適切に機能しているかを点検し、必要に応じて見直すという PDCA サイクルを、学校基本方針に盛り込む。

さらに、策定した学校基本方針については、学校のホームページ等で公開する。

(※1)学校問題解決支援チーム：学校だけでは対応が難しい諸問題に迅速かつ適切に対応し、学校への支援体制の充実を図るために設置された組織。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

法第 22 条を受け、学校はいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員・心理（スクールカウンセラー等）、さらに、学校の実情に応じて、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織（いじめ対応チーム(仮称)）を置く。当該組織は、校務分掌に明確に位置付けるとともに実効ある組織とし、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。

具体的には、学校基本方針に基づく取組みの実施や年間計画の作成・実行・検証・修正、いじめの相談・通報窓口としての役割、いじめの情報の収集や記録、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援体制・対応方針の決定と保護者との連携、地域に対する意識啓発等が想定される。

(3) 未然防止

いじめはどの子供にも起こり得るという事実を踏まえ、児童生徒一人ひとりの内面理解に基づいた生徒指導を推進し、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

未然防止の基本は、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。さらに、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(4) 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、一人で抱え込まず、組織的な対応を心がけ、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談を随時実施するなど、日頃から児童生徒がいじめを訴えやすい雰囲気をつくり、いじめの実態把握に取り組む。

また、大人が気づきにくいインターネットや SNS を介して行われるいじめに対しては、関係機関と連携し、状況を把握し、早期発見、早期対応に努める。また、学校は情報モラル教育の推進による児童生徒の規範意識の向上及び保護者への啓発に努める。

(5) 早期対応

いじめの発見・相談を受けた場合には、特定の教職員で抱え込んだり、判断せず、いじめ対応チーム(仮称)を中核として速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、いじめの行為に対しては、加害児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

被害児童生徒に対しては事情や心情を聴取し、児童生徒の状態に合わせた継続的なケアを行う。

加害児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、加害児童生徒が新たな被害者にならないように、児童生徒の状態に応じた継続的な指導及び支援を行うことが必要である。教育上必要があると認める時は、適切に懲戒を加えることも考えられる。その際には、自らの行為を理解させるとともに、成長を促し、健全な人間関係を育むことができるものとなるよう留意する。

いじめの行為を見ていた周りの児童生徒に対しては、傍観者から仲裁者に転換する指導が重要である。

これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

なお、「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為にあたると認められる場合や、児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、被害児童生徒を守る。その際は、学校での適切な指導・支援を行い、被害者の意向にも配慮したうえで、警察に相談・通報し、連携して対応する。

4 重大事態への対処

(1) 教育委員会又は学校による調査

ア 重大事態の発生と調査

(ア) 重大事態の意味

学校又は教育委員会は、以下(①②)の場合、「重大事態」として対処するための組織を設置し、調査、報告を行う。

- ① (注1)いじめにより当該学校に在籍する児童等の(注2)生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が(注3)相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(注1)「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

(注2)「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

(注3)「相当の期間」については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安としている。ただし、日数だけでなく、児童生徒の状況等、個々のケースを十分把握する。

また、児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」と考えたとしても、保護者や児童生徒の訴えを受け止め、重大事態が発生したものとして捉える必要がある。学校又は教育委員会は、重大事態の意味を踏まえ、個々のケースを十分把握したうえで重大事態かどうかを判断し、報告・調査等に当たる。

(イ) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は重大事態の発生を市長に報告する。

(ウ) 調査の趣旨

法第 28 条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止のために行うものである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

(エ) 調査主体

教育委員会は、調査の主体やどのような調査組織とするかについて判断する。判断の観点とは、以下の通りとする。

- ① これまでの経緯や事案の特性、被害児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査で、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に十分な結果が得られるかどうか。
- ② 学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるかどうか。

a 学校が主体となる場合

学校が調査の主体となる場合は、いじめ対応チーム(仮称)が、当該学校長の指導及び指揮の下、調査を行う。また、法第 28 条第 3 項に基づき、教育委員会は、必要に応じて学校が行う調査への指導及び助言を行い、学校問題解決支援チームを派遣して支援を行う。

b 教育委員会が主体となる場合

教育委員会が調査の主体となる場合は、附属機関が教育委員会の諮問に基づき調査を行う。

(オ) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

学校及び教育委員会が事実に向き合うことが当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図るための第一歩であり、この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではない。

a いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。この際、いじめられた児童生徒を守ることを最優先とした調査を実施する（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮するなど）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

これらの調査に当たっては、教職員向け手引きを参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、教育委員会がより積極的に指導・支援したり、関係機関ともより適切に連携したりして、対応に当たる。

b いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意のうえ、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の

指針」(平成 23 年 3 月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)を参考とするものとする。

- 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校又は教育委員会は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 詳しい調査を行うに当たり、学校又は教育委員会は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針等について、遺族と合意しておくことが必要である。
- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- 学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行い、適切に対応する。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子供の自殺は連鎖(後追い)の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO(世界保健機関)による自殺報道への提言を参考にする。

(カ) その他留意事項

法第 23 条第 2 項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされ、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定される。しかし、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らない。未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、法第 28 条

第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。ただし、法第23条第2項による措置にて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。

事案の重大性を踏まえ、教育委員会は、義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒の就学校の指定の変更や区域外就学等、いじめられた児童生徒の支援のための弾力的な対応を検討する。

イ 調査結果の提供及び報告

(ア) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

調査主体となった学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。

これらの情報の提供に当たっては、学校又は教育委員会は、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

(イ) 調査結果の報告

調査結果について、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する。

(2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

ア 再調査

上記イー(イ)の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行うなどの方法により、法第28条第1項による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行う。再調査についても、教育委員会等による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況及び調査結果等を説明する。

イ 再調査を行う附属機関

再調査のため附属機関を設ける場合、その委員は、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や利害関係を有する者ではない者により構成し、当該調査の公平性・中立性を図る。

ウ 再調査の結果を踏まえた措置等

教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、指導主事や学校問題解決支援チームの派遣による重点的な支援、

心理や福祉の専門家、警察官経験者等の外部専門家による支援を行う。

また、再調査を行ったとき、市長はその結果を市議会に報告する。内容については、個々の事案の内容に応じ適切に設定されることとなるが、個人のプライバシーに対しては西宮市個人情報保護条例に基づき適切な配慮を確保する。

＜参考＞ いじめ防止対策推進法（抜粋）

（定義）

第 2 条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（地方いじめ防止基本方針）

第 12 条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

（学校いじめ防止基本方針）

第 13 条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

（いじめ問題対策連絡協議会）

第 14 条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前 2 項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第 22 条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(いじめに対する措置)

第 23 条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第 28 条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第 1 項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(公立の学校に係る対処)

第 30 条 地方公共団体が設置する学校は、第 28 条第 1 項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第 28 条第 1 項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

<参考> 学校教育法（抜粋）

第35条 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返す等性行不良であつて他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- 二 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- 三 施設又は設備を損壊する行為
- 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

2 市町村の教育委員会は、前項の規定により出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。

3 前項に規定するもののほか、出席停止の命令の手續に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。

4 市町村の教育委員会は、出席停止の命令に係る児童の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。

第49条 第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十五条及び第三十七条から第四十四条までの規定は、中学校に準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項」とあるのは「第四十六条」と、第三十一条中「前条第一項」とあるのは「第四十六条」と読み替えるものとする。

<参考> 西宮市立の学校の管理運営に関する規則（抜粋）

（出席停止）

第26条 校長は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返す等性行不良であつて他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、教育委員会に出席停止の意見を具申しなければならない。

- （1）他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- （2）職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- （3）施設又は設備を損壊する行為
- （4）授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

2 教育委員会は、前項の規定による出席停止の意見具申があつた場合には、当該児童の保護者に対し、当該児童の出席停止を命ずることができる。この場合において、出席停止の命令は、理由及び期間を記載した文書を交付することによって行うものとする。

3 教育委員会は、前項の規定により出席停止を命ずるに当たっては、あらかじめ当該児童及び保護者の意見を聴取するものとする。

4 前2項に規定するもののほか、出席停止の手續に関し必要な事項は、教育委員会が

別に定める。

5 校長は、教育委員会の指示に基づいて、出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講じなければならない。